

# 栃山女子学園大学オープンアクセス方針

令和7年9月16日制定

## (趣旨)

- 1 栃山女子学園大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、研究成果の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

## (研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員等による研究成果を栃山女子学園大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）等によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

## (適用の除外)

- 3 著作権、知的財産権等の理由、学会等の投稿規約、商業出版社との契約条項等の理由により公開が不適切である場合、その他研究遂行上不都合が生じる場合は、当該研究成果を公開しない。

## (適用の不適及)

- 4 本方針は、施行日以降に公表された研究成果に適用するものとし、施行日前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

## (リポジトリへの登録・公開等)

- 5 研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等に関する事項の取り扱いについては、「栃山女子学園大学機関リポジトリ運営指針」に定めるところによる。

## (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、関係者間で協議して定める。

## 附 則

この方針は、令和7年9月16日から施行する。